

「障害のある青年たちの学校卒業後の夕方支援の充実に関する請願」 及び「障害のある青年たちの学校卒業後の夕方支援の受け入れ先の充実を求める請願」について

1 障害児・者への支援の根拠となる法令の考え方及びこれに基づく事業

《18歳未満の児童》

児童福祉法では「児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるように」との理念のもと、障害のある児童についても、**等しくその生活を保障され、愛護されながら、年齢や障害に応じた健やかな成長を促すという観点**から、福祉サービスもそれに即した形で組み立てられている。

放課後支援の主なサービス

目的：放課後などの余暇を活用して、障害のある児童の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進すること。

「放課後等デイサービス」（法定）	53事業所	事業所数は平成27年9月1日現在
地域生活支援事業（任意事業）		
「障害児タイムケアモデル事業」	12か所	
「障害児・者日中一時支援事業」	18事業所	

《18歳以上》

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）では、「障害のある方が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるように」との理念のもと、**障害のある方ご本人の地域における自立した生活を支援する観点**から、これに即したサービス体系となっている。

日中、生活介護事業所に通われている場合の夕方支援の主なサービス

生活介護事業所	59事業所	⇒ うち33事業所で延長対応を実施
地域生活支援事業（任意事業）		事業所数は平成27年9月1日現在
「障害児・者日中一時支援事業」	18事業所	
ご自宅等でのヘルパー派遣	183事業所	

障害児・者日中一時支援事業における減算の考え方

- 「生活介護サービス」等の法定日中活動系サービスは、国により一日当たりの支援に係る費用を包括的に評価した報酬単価になっている。
- 一方で、障害者総合支援法に基づく任意事業である「日中一時支援事業」においては、市町村の判断で、報酬単価を設定しており、本市では法定日中活動系サービスの報酬単価を基本に算定している。
- サービスの報酬は、利用者に対して給付（代理受領）されることから、重複して報酬が支払われないよう、本市の判断として減算を行うことで、他の日中活動サービスの利用を可能としている。

2 経過

本年3月 請願審査（通所施設の延長対応による夕方支援の充実）⇒ 採択

本市答弁：ニーズやサービス事業者の実情等をしっかりと把握した上で、検証と必要な検討を行う。

- 5月 21大都市心身障害者（児）福祉所管課長会議にて照会
⇒ 現時点においては、全国的にも従来制度で対応を図っており、夕方支援に特化した独自の支援策は実施していない。
- 6月 生活介護事業所 59か所にアンケート調査実施（*延長支援について別途協力依頼）
- 7月 障害者相談支援センター 28か所にアンケート調査実施
- 9月 請願（通所施設への延長助成・日中一時支援事業の減算見直し・ヘルパー報酬の見直し）

3 ニーズ調査の結果概要と考察

生活介護事業所アンケート調査の主な結果

- 生活介護事業所の56%が「何らかの延長支援」を実施している。（実施している事業所のうち「常時実施している」が33%）
- 実施しない理由：「職員体制の確保が困難」58%、「人件費の確保が困難」31%
一方で、「要望がない」38%
- 延長支援を希望する理由：家族の就労支援29%、レスパイト27%、家族の介護・用事40%

障害者相談支援センターアンケート調査の主な結果

- 生活介護事業所利用者の57%の方が「何らかの夕方支援」を希望している。
- 「希望はあるが利用なし（利用できる資源がなし）」17%
- 希望するサービスは、ヘルパー27%、日中一時支援21%、延長支援20%、短期入所25%
- 利用しているサービスは、ヘルパー37%、日中一時支援24%、延長支援7%、短期入所40%
- サービス利用を希望する理由：家族の就労支援21%、レスパイト36%、本人の希望35%、ご家族の介護・通院等の合計21%

調査結果を踏まえた考察

- 夕方支援ニーズは、家族の介護、レスパイト、家族の就労支援等々の理由により、その頻度や時間帯についても多様であることから、ニーズに応じた一定の支援は提供されているものの、毎日利用など必ずしも希望に応じた支援は提供されていない。少なくとも夕方支援希望者の17%の方は、どのサービスも利用できていない。 ⇒ **サービス量の課題**
- 生活介護事業所の延長支援を実施していない理由は、「職員体制が組めない」15施設58%となっていることから、金銭的な理由のほか、夕方の時間帯ゆえに人材確保の難しさがある。 ⇒ **人材確保の課題**

4 今後の方向性

本市においてはこれまでも様々な手法を用いて夕方支援に資するサービスの充実に向けた取組を進めてきており、さらなる充実にむけて今後も継続して取り組んでいく。

（1）サービスの量的拡充策

- 「特別支援学校等卒業生対策に伴う通所事業所整備計画」に基づき、平成28年に開設する生活介護事業所（川崎区・宮前区）において、障害児・者日中一時支援事業を実施する予定。
また、同施設においては短期入所事業も実施予定。
⇒ 今後も公有地活用による施設整備を行う場合は、上記事業を位置づけていくことを検討する。

- 延長対応の実施や障害児・者日中一時支援事業の開始について、引き続き、市から施設・法人に働きかけを行う。
⇒ 現時点においても、複数の既存事業者から相談を受けている。

（2）人材確保対策

- ホームヘルパー養成研修・重度訪問介護従事者養成研修の継続実施 ⇒ 27年度：76名修了予定

（3）国への要望

- 「夕方支援に資するサービスの充実」については、要望が増えてきていることから、他都市とも連携を図りながら国への課題提起や要望行動を検討する。